

## 令和5年度第2回三重県看護職員確保対策検討会 議事概要

日 時：令和5年10月24日（火）19時00分～21時00分

場 所：Zoom ミーティングおよび県庁講堂棟 131 会議室

出席者：堀委員（会長）、片田委員（副会長）、大平委員、  
小西委員、竹平委員、谷委員、辻井委員、中谷委員、  
西委員、西村委員、廣野委員、松本委員、柳川委員、  
山北委員、山下委員

### 1 報告事項

(1) 三重県の看護職員の現状（補足）・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

#### 【意見】

○働き方の多様化が進んでおり、今後も看護職員確保対策に取り組むことが大切。  
看護職員の量的不足を補うためには、特定看護師のほか、認定看護師、専門看護師等の専門性の高い看護師を養成するなど、看護職員の質を高めることも必要である。

(2) 特定行為研修に係る現状・課題と今後の方向性（補足）・・・・・・・・資料2

#### 【意見】

○訪問看護ステーションでは特定行為のニーズが高い。医師と訪問看護師が連携して在宅療養患者の褥瘡管理を行うことがあり、特定行為は意義深い。

○人員不足や研修費用の観点から、訪問看護職員が特定行為研修を受講することはハードルが高い。規模の大きな施設で勤務しているときに特定行為研修を修了した人が、その後、訪問看護ステーションなどで活躍できるとよいのではないか。

○施設管理者は特定行為研修修了者の位置付けなどに疑問を持つことがあると思う。相談体制の構築が必要なのではないか。

○県内の看護職員不足は、地域や領域によって差がある。特定行為に力を入れられる施設をモデル的に運用し、その後、好事例を展開していくというのはいかがでしょうか。

○県内指定研修機関の特定行為研修の定員は、充足していない。まずは特定行為研修の受講希望者が増えるような取組が必要である。

○特定行為研修を地域医療に根差したかたちで行えることが望ましく、令和5年8月末に永井病院が在宅・慢性期領域パッケージの承認を受けたことは心強い。

## 2 協議事項

- (1) 第8次三重県医療計画（中間案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3  
・医療従事者の人材確保と資質の向上（看護師・准看護師、保健師、助産師）
- (2) 三重県看護職員確保対策検討会報告書（中間案）・・・・・・・・・・資料4

第8次三重県医療計画や三重県看護職員確保対策検討会報告書の記載内容は、看護職員確保対策検討委員の意見等をふまえ、今後適宜修正してまいります。

### 【意見】

- 潜在看護職員の復職に対する不安を軽減するとともに、働きやすい職場環境づくりのほか、看護職員のモチベーションと資質の向上を図ることが大切である。
- 文部科学省が社会人の学び直し、いわゆるリカレント教育に力を入れている。高等教育機関とも協働しながら、看護職員確保対策の取組を進めてはどうか。
- コロナ禍で精神的健康理由により退職する人が増えている。引き続き、看護職員のメンタルヘルス対策にも取り組んでいただきたい。
- 特に、今年の卒業生は、高校と専門学校でコロナ禍を経験しており、また、臨地実習を十分に行えなかったためか、精神的な不調により休職や退職している人が例年と比較して多い印象を受ける。
- 近年、年齢の若い看護職員も介護福祉分野に興味を持ち、就職することが増えているように感じる。
- 看護職の離職者について、一度は看護職以外の仕事に就く人もいるが、職業意識が高く、最終的には、県内において看護の道で働く人が多い。
- 津のハローワークには福祉人材コーナーを設置しており、看護職の就職に重点を置き、職業相談を行っている。また、ハローワークでは、ナースセンターと連携して相談会を実施しており、引き続き、一人でも多くの求職者を就職につなげられるよう尽力していきたい。
- コロナ禍で保健師も休職者が増えており、その要因には「平時とは異なる対応を行わなければならない。」「命の選別を目の当たりにした。」などプレッシャーを抱えながら活動していたことなどが考えられる。感染症の感染拡大時や災害発生時などにどのような体制を構築する必要があるのかなど、コロナ禍の経験をふまえて検討していくことが必要である。
- 助産師は、小・中学校や高校に性教育のために出向くなど、地域における活動も担っていることについても、ぜひ医療計画内に反映していただきたい。
- 県内大学の大学院において、助産師が教育を受けられるような場を設けていただきたい。助産師は周産期以外においても専門性を発揮するとともに、公衆衛生、研究・検証の視点をもって業務を遂行していくことが求められている。

以上